

5

愛知県知事大村秀章解職請求代表者の解任要望書

愛知県選挙管理委員会
委員長 加藤 茂 殿

愛知県知事大村秀章解職請求代表者

代表 高須克彌

当会は令和2年8月25日愛知県選挙管理委員会より、愛知県知事大村秀章
解職請求代表者証明書に記載のあります、

[REDACTED] 氏

を令和2年11月24日付けで解任をいたしました。

当会の愛知県知事解職請求者就任承諾書におきましては

第7条(請求代表者の承諾)①②③項で解任処分の異議の申立ては出来ませんので
愛知県選挙管理委員会におきましても同様に請求代表者の解任いただきますよう
要望いたします。

理由 会事務員に対する令和2年10月28日発生の傷害事件が同年11月10日
愛知県警東警察署に受理されたため。

令和2年11月25日



愛知県知事解職請求代表者就任承諾書

お辞め下さい大村秀章愛知県知事
愛知 100 万人リコールの会
会長 高須 克弥 殿

第1条（秘密保持の誓約）

私は、貴団体の規則等を遵守し、誠実に職務を遂行することを誓約するとともに、以下に示される貴団体の技術上 または営業上の情報（以下「秘密情報」という。）について、貴団体の許可なく、如何なる方法をもってしても、開示、漏洩もしくは使用しないことを約束致します。

- ① 業務で取扱う個人情報
- ② 業務上知り得た技術や営業に関する情報
- ③ 財務、人事、組織等に関する情報
- ④ 他団体との業務提携および業務取引に関する情報

第2条（秘密の報告および帰属）

私は、秘密情報は貴団体の業務上作成または入手したものであることを確認し、当該秘密の帰属が貴団体にあることを確認致します。また当該秘密情報について、私に帰属する一切の権利を貴団体に譲渡し、その権利が私に帰属する旨の主張を致しません。

第3条（秘密情報の複製の禁止）

秘密情報が記載・記録されている媒体については、職務執行以外の目的で複製・謄写しなおこと、及び職務執行以外の目的で貴団体の施設外に持ち出しをしないことを約束いたします。

第4条（退職後の秘密保持）

秘密情報については、貴団体を退職した後においても、開示、漏洩もしくは使用しないことを約束致します。また秘密情報が記載・記録されている媒体の複製物および関係資料等がある場合には、退職時にこれを貴団体にすべて返還もしくは廃棄し、自ら保有致しません。

第5条（損害賠償）

前各条に違反して、貴団体の秘密情報を開示、漏洩もしくは使用した場合、法的な責任を負担するものであること を認識し、これにより貴団体が被った一切の損害（訴訟関連費用を含む）について、その全額を賠償します。

第6条（構成員の個人情報管理に関する同意）

私は、貴団体が実施する構成員の個人情報管理すべてに同意します。

第7条（請求代表者の承認）

請求代表者をおこなうにあたり第1条から第6条を遵守し、愛知県選挙管理委員会へ愛知県知事解職請求書提出署名書をもってすべて承諾させていただきます。

- ① 解職請求業務、日程が社会状況、政治日程の変化があった場合貴会に異議申し立ていたしません。
- ② 請求代表者としての活動はどのような場合が生じても辞任、辞退いたしません。貴会よりの解任の申し出の場合があった場合は異議申し立ていたしません。
- ③ 請求代表者として解職請求（リコール）署名簿の委任状等に私自身の。住所、氏名、印、生年月日、性別が開示されることを承諾いたします。

令和2年7月 日

住 所 愛知県

氏 名 印

生年月日 昭和・平成 年、月、日

性 別 男・女

※ 生年月日の年号、性別は該当箇所を○でお囲み下さい

会 則

(名 称)

第 1 条 この会は、お辞め下さい大村秀章愛知県知事愛知 100 万人リコールの会

(目 的)

第 2 条 この会は地域の政治、経済、社会の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 1 政治、経済、文化、教育発展のための研究会
- 2 会員相互の親睦を図るための各種講演会、その他必要な事業
- 3 首長、議会の解職、リコール活動

(事務所の位置)

第 4 条 この会の事務所は、愛知県名古屋市東区古出来 1-1-2 に置く。

(会 員)

第 5 条 この会は、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(役 員)

第 6 条 この会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 若干名、事務局長 1 名、会計 正 1 名及び副 1 名、幹事 若干名

(役員の選任及び任期)

- 第 7 条 1 会長は総会において選出する。
2 副会長、事務局長、会計、幹事は会長が任命する。
3 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任をさまたげない。

(役員の任務)

- 第 8 条 1 会長は、会を代表し、会の事務を掌握する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時これを代行する。
3 事務局長は、会長の命を受けて会の事務を掌握する。
4 会計は、会の会計を司る。
5 幹事は、会の運営を行う。

(会議の種類・招集)

- 第 9 条 1 会議は、総会及び役員会とする。
2 会議の招集は、会長が行う。
3 総会は、年 1 回とする。但し、必要のある場合は臨時に開くことができる。
4 役員会は、必要な都度会長が招集するものとする。

(会計年度及び経費)

- 第 10 条 1 会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同 12 月 31 日に終わる。
2 会の経費は、会費その他をもってあてる。

附 則

この会則は令和 2 年 6 月 1 日から実施する。